

岡山県公報		発行	岡山県	目次	目次
		担当課（室）			
目次	【告示】	畜産課	目次	目次	目次
	岡山県家畜人工授精講習会規程の一部改正				
目次	（県例規集登載）		目次	目次	目次
	保安林の解除予定	治山課			
目次	道路の区域変更	道路整備課	目次	目次	目次
	道路の供用開始				
目次	【公告】		目次	目次	目次
	特定非営利活動法人の設立認証の申請	県民生活交通課			
目次	特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請		目次	目次	目次
	【人事委員会】				
目次	岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正	人事委員会	目次	目次	目次
	任命権者に委任する競争試験の範囲（以上県例規集登載）				
目次	【選挙管理委員会】		目次	目次	目次
	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	選挙管理委員会			

◎岡山県告示第五百三十八号

岡山県家畜人工授精講習会規程（昭和二十五年岡山県告示第七百二十六号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第二条第二項及び第四条中「つど」を「都度」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「開催期日」を「開催期日の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載がある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同法第七条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項を記載したものに限る。）

第六条第二項中「第十七条第一項に規定する者又は同条第二項各号」を「第十七条第一項各号」に、「その旨」を「その旨」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第二項中「その旨」を「その旨を」に改め、同条を第七条とする。

第九条第二項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条を第八条とする。

第十条第二項中「つど」を「都度」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

第十二条第二号中「見込」を「見込み」に改め、同条第四号を削り、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

様式第一号中「~~第6号~~」を「~~第5号~~」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「~~第7号~~」を「~~第6号~~」に改める。

様式第四号中「~~第10号~~」を「~~第9号~~」に改める。

附 則

この告示は、令和元年十二月十四日から施行する。

◎岡山県告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

玉野市玉原三丁目八〇〇の八五、和田七丁目八〇一の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

一 解除予定保安林の所在場所

玉野市玉原三丁目八〇〇の八五、和田七丁目八〇一の五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

水道事業用地とするため

◎岡山県告示第五百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 大井和西小山旭線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町中井和字広信上ミ二〇二六番一地从から 久米郡美咲町中井和字山苅屋一九八一番一地从先まで	新	五・〇 六八・〇	四二〇・〇
久米郡美咲町中井和字広信上ミ二〇二六番一地从から 久米郡美咲町中井和字山苅屋一九八一番一地从先まで	旧	四・〇 九・〇	四三五・〇

◎岡山県告示第五百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	大井和西小 山旭線	久米郡美咲町中井和字広信上ミ二〇二六番一 地先から 久米郡美咲町中井和字山苅屋一九八一番一 地先まで	令和元年十 二月十日

〔四八二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

令和元年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和元年十二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
つばみ

三 代表者の氏名

笹部 暁美

四 主たる事務所の所在地

真庭市上水田三一六六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県北部に在住する児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律及び老人福祉法に定める対象者並びに地域住民に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者・障害児及び高齢者等の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

令和元年 12月10日 岡山県公報 第12151号

〔四八三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和元年十二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和元年十二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人もっこクラブ

三 代表者の氏名

角野 則夫

四 主たる事務所の所在地

津山市新野東五五七番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つて生活している者の社会復帰の促進及びその自立と社会参加を促進するため、ノーマライゼーションの理念に基づき、自立した生活を地域社会において営むことができるように社会復帰等に関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

その他の事業の種類及びその他事業に関する事項

◎岡山県人事委員会訓令第4号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

別表3の項1中(10)を(12)とし、(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)を(8)とし、同(8)の次に次のように加える。

別表3の項1中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(9) 報告書の受理（第24条）	○	
(5) 報告書の受理（第13条の5）	○	

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会公示第十一号

任命権者に委任する競争試験の範囲を次のように定める。

令和元年十二月十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

任命権者に委任する競争試験の範囲

第一条 職員の任用に関する規則（昭和三十年岡山県人事委員会規則第三号。以下「規則」という。）第二十四条第一項の規定により、次に掲げる競争試験の実施を任命権者に委任する。ただし、規則第二十一条、第二十三条及び第三十条から第三十七条までに規定する事項並びに規則第二十条の試験及び第二十四条第二項の実施計画に関し人事委員会が別に定める事項の処理を除く。

一 岡山県警察官 A 採用試験

二 岡山県警察官 B 採用試験

第二条 規則第二十四条第二項の実施計画のほか、あらかじめ人事委員会の承認を受けなければならない事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この公示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年十二月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、六三九
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九七、七四〇
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、〇七一	高梁市	八、六三六

総 社 市	井 原 市 ・ 小 田 郡	笠 岡 市	玉 野 市	勝津 山市・ 田 苦 郡 田 郡 郡	倉敷 市・都 窪 窪 郡 郡	岡 山 市 南 区	岡 山 市 東 区	岡 山 市 中 区
一八、 七〇九	一五、 四六六	一三、 八二九	一七、 〇四二	三六、 三一一	一三四、 三七五	四六、 四二九	二六、 四七六	四〇、 一〇三
	久 米 郡	浅 口 市 ・ 浅 口 郡	美 作 市 ・ 英 田 郡	真 庭 市 ・ 真 庭 郡	赤 磐 市	瀬 戸 内 市	備 前 市 ・ 和 気 郡	新 見 市
	五、 四五二	一二、 八七一	八、 二七〇	一三、 一〇三	一二、 二一九	一〇、 五三〇	一三、 九六三	八、 四一二